

江南市環境審議会の傍聴ルール

江南市環境審議会は、一般の方にも公開しています。傍聴を希望する方（以下「傍聴人」といいます。）は次の事項を守ってください。

1. 傍聴の手続き

- (1) 事務局は、会議開始時刻 15 分前から受付を開始します。
- (2) 会議を傍聴する者は、先着順により決定します。ただし、必要に応じ抽選その他の方法により決定する場合があります。
- (3) 傍聴人は、会議傍聴人受付簿(様式第 1)に氏名、住所を記入の上、事務局の指示に従って入場するものとします。

2. 傍聴することができない者

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができません。
 - ① 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

3. 傍聴人が守るべき事項

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を必ず守るものとします。
 - ① 拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
 - ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
 - ③ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - ④ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - ⑤ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - ⑥ 携帯電話その他電子機器の電源を切っておくこと。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に支障となるような行為をしないこと。

4. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び事務局の指示に従うものとします。
- (2) 会長は、傍聴人が上記 3 の傍聴人が守るべき事項を守らない場合は、退場を命じることができます。
- (3) 会長は、会議の秩序維持が困難な場合は、傍聴の中止その他必要な措置を講じます。

5. その他

- (1) 傍聴人は、会議資料の貸与があった場合は、退室時に必ず返却するものとします。
- (2) この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとします。